

# 企画競争説明書

業務名称：メキシコ国災害リスク管理ガバナンス能力強化プロジェクト

調達管理番号：21a01112

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。  
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2022年3月30日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2022年3月30日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：メキシコ国災害リスク管理ガバナンス能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2022年6月 ～ 2025年6月（36か月）

【オプション：コロナウイルス感染の対象期間は記載】

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

【オプション（12ヶ月を超える履行期間となる場合）】

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

#### 4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：【木戸 正巳 [Kido.Masami@jica.go.jp](mailto:Kido.Masami@jica.go.jp)】

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部防災グループ防災第二チーム

#### 5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者  
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者  
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程

(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

## (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

### 1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

## (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

*特定の排除者はありません。*

## (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## (5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

## 7 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2022年 4月 7日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）  
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。  
注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。  
注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2020年 4月 13日までに当機構ウェブサイト上にて行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2022年 4月 22日 12時
- (2) 提出方法：  
プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。  
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。  
(件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」)  
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。
  - 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
  - 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。  
なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

件名：(調達管理番号)\_(法人名)\_見積書

〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）

**本邦研修に係る経費**

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

資料等翻訳料等

- ・ 翻訳経費（日—西語）：1,000,000円（税抜き）

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 現地通貨（MXN1）＝5.68024円
- b) US\$ 1 ＝115.555円
- c) EUR 1 ＝130.16円

5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。  
契約交渉の段階で確認致します。

6) その他留意事項

特になし

## 9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／地震防災計画
- b) 洪水対策

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約   9   人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

【オプション1】

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

を参照ください。

## 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

### 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

## (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を 2022年 5月13日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名

## (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

## 1.1 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

## (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

## 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

## 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

## 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

## (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法

人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 12 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーダル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 13 その他留意事項

### (1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーダルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーダルの報酬

プロポーダル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：地震工学及び各種防災計画策定に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／地震防災計画
- 洪水対策

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／地震防災計画）】

- a) 類似業務経験の分野：地震工学及び各種防災計画策定に係る各種業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：中南米諸国／全途上国
- c) 語学能力：英語（スペイン語ができることが望ましい）
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 洪水対策】

- a) 類似業務経験の分野：\_\_洪水対策に係る各種業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：中南米諸国／全途上国
- c) 語学能力：英語（スペイン語ができることが望ましい）

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### 3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	<b>(34)</b>	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者</u> ／ <u>地震防災計画</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u> ／ <u>〇〇〇</u>	(—)	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>洪水対策</u>	<b>(16)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

以上

## 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「メキシコ災害リスク管理ガバナンス能力強化プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

メキシコではこれまで、地震、津波、火山、ハリケーン、洪水、地滑り、森林火災等の自然災害が頻発しており、2000～2017年に発生した災害による社会経済インパクト調査では、死者数9,009人、経済損失額5,124億ペソ（＝約270億米ドル）、被災者数5,300万人、被害を受けた家屋数150万件の他、38,000件の学校と2,140ヶ所の病院・保健所が被害を受けた（出典：国家開発計画2019-2024）。2017年の9月7日にチアパス州で発生したM8.2の地震、また9月19日にモレロス州で発生したM7.1の地震では、計467人の死者を出し、農村地域では12万件以上の家屋、都市部では約1,000件の建物が被害を受けたと報告されている。

2018年12月に発足した新政権は、地震からの復興を国の優先課題として取り上げ、2019年6月に国会承認された「国家開発計画2019-2024」では、同計画を跨る3本の横断軸の一つ「持続可能な地域開発」の中で、「全ての政策において、気候変動に対し脆弱な地域・国民に対し配慮し、強靱化や災害リスク減少のための能力強化を考慮するべきである」と謳っている。また、同計画の目標1.9として「安全且つ強靱化した国の持続可能な建設」を掲げ、SDGsや「仙台防災枠組2015-2030」等の国際枠組とも協調しながら、増加傾向にある災害リスクに対処するべく、強靱化した社会建設に向け、積極的に取り組む姿勢を取っている。同計画によれば、メキシコ市を含む全国32州、2,473市のうち、1,385市（56%）が災害リスクの高い地域とされ、同地域には約2,700万人の国民が生活しており、メキシコ政府は、これらハイリスク地域を中心に、全国的なリスクアトラス(Atlas Nacional de Riesgos)にまとめるなどして、地方防災計画の策定・実施に取り組んでいくことを活動指標としている。

係る状況を受けて、地方自治体レベルでの防災計画を策定し、災害リスク軽減を目的とした防災の事前投資を推進していくために、治安・市民保護省国家市民保護調整局(CNPC)や、メキシコ国立防災センター(CENAPERD)、モデル州の自治体（地方防災計画策定パイロットプロジェクトサイト）等の能力及び連携の強化を図ることを目的として、メキシコ政府から本プロジェクトが要請された。

### 第3条 プロジェクトの概要

- (1) プロジェクト名：メキシコ災害リスク管理ガバナンス能力強化プロジェクト
- (2) プロジェクトの目的：本事業は、メキシコ国内において、市民保護総局（中央）及び地方市民保護局、地方自治体等の能力強化を行うことにより、地方防災計画策定の普及に係る体制の整備を図り、もってメキシコ国内において地方防災計画に基づく防災への事前投資の推進に寄与するものである。

- (3) 上位目標：メキシコでの地方防災計画を通じた防災への事前投資が促進される。
- (4) プロジェクト目標：メキシコ国パイロット地域自治体が、中央防災機関、洪水災害・地震災害対策省庁、地方政府の役割を明確化した具体的なリスク削減の対策事業案を含む地方防災計画案を策定し、その策定手法がコースとして纏められる。

(5) 成果

成果1：一次パイロット地域において、地方防災計画策定にむけた目標・手法・計画等が整理され実施体制が整えられる。

指標及び目標値：地方防災計画策定関係者と役割を明確化した文書、地方防災計画策定工程表（ロードマップ）

成果2：一次パイロット地域において、対象災害別のリスク削減の対策事業案計画（案）を含んだ地方防災計画（案）が策定される。

指標及び目標値：一次パイロット地域の地方防災計画（案）、リスク削減の対策事業計画（案）

成果3：地方防災計画実施モニタリング評価案が作成される。

指標及び目標値：地方防災計画実施モニタリング評価案

成果4：一次パイロット地域自治体での地方防災計画策定プロセスをもとにした研修プログラムが立案される。

指標及び目標値：地方防災計画策定研修内容案、研修実施計画案、講師リスト

(6) 活動

1-1. 地方防災計画策定手法の概要について研修（1回目）を開催する。

1-2. 治安市民保護省、市民保護総局は、メキシコ国内の地方自治体（州・市）における地方防災計画についての策定状況について情報収集、整理し互いに共有する。

1-3. 治安市民保護省、市民保護総局、一次パイロット地域（州・市）は、活動1-2で整理された情報をもとに、メキシコ国内の地方防災計画についての課題を整理し、地方防災計画策定に必要な関係組織とその役割を整理し明確にする。

1-4. 治安市民保護省、市民保護総局、一次パイロット地域（州・市）は、活動1-3の関係者も含めて、地方防災計画策定に向けた工程（ロードマップ）案を作成する。

- 2-1. 地方防災計画策定手法の詳細について研修（2回目）を開催する。
  - 2-2. 治安市民保護省、市民保護総局、一次パイロット地域（州・市）は、一次パイロット地域（州・市）のハザード、リスク評価情報を収集し整理する。
  - 2-3. 治安市民保護省、市民保護総局、一次パイロット地域（州・市）は、一次パイロット地域に関連する連邦・州の災害リスク削減の対策事業（中長期・構造物）を洪水災害・地震災害対策省庁と収集し、収集された事業の優先順位も分析し整理する。
  - 2-4. 治安市民保護省、市民保護総局、一次パイロット地域（州・市）は、2-2、2-3の情報を精査し、残余リスクを明らかにする。
  - 2-5. 一次パイロット地域内の災害種・保全保護対象に応じた対策を一次パイロット地域の視点で優先順位付け、工程、対策分類等を行い、結果を整理する。
  - 2-6. 一次パイロット地域（州・市）は、2-4の結果をもとに、一次パイロット地域（州・市）における最優先のリスク削減の対策事業（構造物）について予算、工程を精査し、事業案を作成する。
  - 2-7. 地方防災計画策定手法の詳細について研修（3回目）を開催し、治安市民保護省、市民保護総局、一次パイロット地域（州・市）は、2-4、2-5での結果を一次パイロット地域の地方防災計画案としてまとめる。
- 
- 3-1. 地方防災計画策定手法の詳細について研修（4回目）を開催する。
  - 3-2. 治安市民保護省、市民保護総局、一次パイロット地域（州・市）は、一次パイロット地域の地方防災計画案について、実施におけるモニタリング評価案を作成する。
- 
- 4-1. 一次パイロット地域自治体（州・市）の支援を受けながら、二次パイロット地域を選定する。
  - 4-2. 地方防災計画策定手法の詳細について研修（5回目）を開催する。
  - 4-3. 治安市民保護省、市民保護総局は、一次パイロット地域と技術支援チームまたは講師人材を決定する。
  - 4-4. 治安市民保護省、市民保護総局は、一次パイロット地域（州・市）の関係機関や自治体と調整し、地方防災計画策定研修プログラム案を立案する。
  - 4-5. 治安市民保護省、市民保護総局は、一次パイロット地域（州・市）の関係機関等と、地方防災計画策定手法研修実施計画を作成する。
  - 4-6. 治安市民保護省、市民保護総局は、一次パイロット地域（州・市）の関係機関等と、地方防災計画策定手法及び研修紹介を目的とした全国フォーラムを開催する。

4-7. 治安市民保護省、市民保護総局は、一次パイロット地域（州・市）の関係機関等と、二次パイロット地域への研修を実施する。

(7) 対象地域

メキシコ市、チアパス州（一次パイロット地域）

(8) 関係官庁・機関

治安・市民保護省 国家市民保護調整局（CNPC）

#### 第4条 業務の目的

プロジェクトの枠組みに係る基本合意文書（R/D、2022年3月合意済み）に基づき活動を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

#### 第5条 業務の範囲

- (1) 本業務は、JICA、CNPC、メキシコ国際協力庁（AMEXCID）との間で2022年3月に締結されたR/Dに基づいて実施される「メキシコ災害リスク管理ガバナンス能力強化プロジェクト」において、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第7条 業務の内容」に示す事項を実施することである。併せて受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。
- (2) また、受注者は本業務にあたり、プロジェクトの目的がメキシコ国側関係者の能力向上であることに留意し、「第6条 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。
- (3) 受注者は本業務の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、メキシコ国側関係者に説明・協議のうえ提出する。

#### 第6条 実施方針及び留意事項

(1) メキシコ国内での展開、CNPCに対する協力

本事業においては、パイロット地域における地方防災計画策定そのものが目的ではなく、地方自治体が地方防災計画を策定できるような研修を、CNPCが関連機関との協力を得ながら提供できるようになることが目的である。

(2) 地方防災計画における事前防災投資

メキシコ国においては、地方防災計画の策定は進んでいるが、災害リスク削減のための事前防災投資に関する内容が不十分である。本事業を通じ、研修を受けた地方自治体が、事前防災投資に関する項目を地方防災計画に盛り込むこと、そしてそれを実践していけるようにすることに注力する。

### (3) メキシコ国内リソースの活用

地方防災計画の策定にあたっては、中央政府による計画との整合性や、中央政府による技術的な指示・指導に沿うことが必要である。治水に関しては、全国水委員会（CONAGUA）が重要な河川流域については治水計画を策定している。まずは、この計画を地方自治体が適切に理解しその計画に沿って正しく実践していけるよう、研修により指導を行っていくなどの、メキシコ国内の技術リソースを活用していく。

### (4) 防災基金（予算）の活用

メキシコ国では地方自治体が活用できる防災基金（予算）が設置されている。これと、地方防災計画と連動させるよう、例えば、防災基金での評価にあたりこのような地方防災計画に基づいていることが高く評価されるなどの連携方法も検討する。

### (5) 政策誘導

本事業では、主に地方防災計画策定のための研修を構築していくことが主要課題であるが、合わせて、計画の実践・予算化を促進していくための政策誘導的な取組を、CNPC・中央防災機関等に紹介していく。

### (6) 二次パイロット地域

本事業の一次パイロット地域はメキシコ市（地震）、チアパス州（洪水）であるが、二次パイロット市はプロジェクト開始後決定することとしている。メキシコ国側からは、オアハカ州、ゲレロ州アカプルコ市を候補として挙げられており、これらを優先的に検討する。なお、メキシコ国側とは、パイロット地域の選定の指標は次のとおりとしている。二次パイロット対象自治体については、原則、JICA 専門家は現地（地方自治体）に入らず、メキシコ側が展開する活動を本局から側面支援する対象地域とする。選定要件の目安は、①資本集積地域または経済活動の拠点地域、②政策において防災を重視している地域、③帰国研修員と関係する地域とする。地方防災計画策定の州と市の役割を確認しつつ、首都圏周辺で2州（または2市）程度、チアパス州周辺で2州（または2市）程度の合計4州（または4市）程度とする。プロジェクト開始後に、実施機関との協議で決定する。

### (7) プロジェクト研究の成果の活用

本事業の実施にあたっては、プロジェクト研究「総合防災研修のあり方検討」の成果を活用する。

## (8) 南南協力・三角協力

JICA は、今後の防災分野における中南米カリブ地域への支援については、二国間協力に加えて南南協力を展開していく方針である。本事業の成果についても、南南協力や三角協力の展開が考えうるため、そのような状況になった場合は、本事業実施において、情報の提供、会議への参加、本事業の活動への参加など、業務の可能な範囲内での協力を行う。また、エルサルバドル国で実施中の「首都圏建物の耐震評価と耐震補強のための能力強化プロジェクト」、チリ国で実施される「中南米カリブ地域における災害に強靱で持続可能な社会の構築プロジェクト」、ペルー国に派遣中の「防災対策能力強化アドバイザー」等、中南米カリブ地域で展開している他の JICA 事業とも連携を図る。

## (9) 業務調整専門家の派遣

本事業実施にあたっては、JICA から業務調整専門家を派遣する。同業務調整専門家は、事業内容面においては、研修を受けたパイロット自治体がある後自ら計画策定・実践を進めていくためのフォロー（研修内容の補足など）や事業実施のための情報収集を行い、ロジ面においては、現地での専門家活動のサポート（面談設定、研修及びセミナー等における会場準備・参加者連絡・メキシコ国側リソースとの調整）や本邦研修にあたってのメキシコ国内での調整、Monitoring Sheet、事業評価や事業完了報告のための情報の集積（情報の集積は業務調整が行い、評価は受注者が行う。）などを行う。

業務実施にあたっては、業務調整専門家とよく情報共有と認識の統一を図り、必要に応じて業務調整専門家に対する技術的サポートを行う。

## (10) 事業管理・評価・モニタリング

本事業の評価は小規模案件として簡易な方法で行う。

### 1) 事業の柔軟性の確保

技術協力においては、事業の進捗そのものが新たな価値創造のプロセスである。そのため、受注者は事業成果の発現に向け、先方実施機関及び発注者と協同で創意工夫して事業の進捗の促進に向けた取組を行うことが基本となる。よって、これらのプロセスの中から事業の促進及び阻害に係る要因を特定し、これらを教訓として組織として共有することが求められる。

受注者は、本事業の方向性について適宜発注者に提言を行い、発注者は、これら提言を検討し、メキシコ国側カウンターパート（以下「C/P」）機関との合意文書の変更、契約の変更等、必要な対応をとることとする。

### 2) Monitoring Sheet の作成・活用

本事業では、JICA 専門家チーム及び C/P による定期モニタリングを実施する。定期モニタリングに際しては、所定の Monitoring Sheet 様式を用

いて、派遣前の事前打ち合わせにて Ver.1 を発注者と確認し、その後第一回合同調整委員会（Joint Coordinating Committee。以下「JCC」）時に C/P と協議を行い、合意する。案件開始後は、6 ヶ月ごとの定期的なモニタリング（PDM 達成状況、PO 進捗、実施上の課題の確認、等）を C/P と合同で行い、JICA メキシコ事務所に提出する。Monitoring Sheet に定められる項目には活動報告のみならず、成果の発現状況（上位目標の達成見込みを含む）、解決すべき実施上の課題、懸案事項及び事業の進捗及び成果に正負の影響を及ぼす外部要素、他ドナーの防災関連事業の進捗状況を含む。

### 3) JCC への協力

本事業では、活動スケジュール、投入スケジュール、C/P の配置等、基本計画の詳細について協議する JCC を、少なくとも年に 1 回は実施することが R/D 本文に記載されている。JCC は日本・メキシコ双方の事業関係者との進捗及び今後の計画について協議する場であることから、上記 2) Monitoring Sheet を JCC の基本文書として活用すること。受注者は JCC の開催に際し、基礎資料として既に実施した業務に関連して作成した資料等や活動結果を整理、C/P や発注者へ提供する、JCC の Minute of Meeting 案のドラフトを作成するとともに、C/P による準備が円滑になれるよう状況の確認及び支援を行うこととする。

### 4) 日常的モニタリングへの協力

事業実施中の日常的な進捗確認は、受注者がメキシコ側関係者と一緒に議論し、必要に応じて発注者へ報告相談を行う。発注者は、以下の場において適宜、運営指導調査を実施する予定である。

- ①事業開始時、開始後 24 ヶ月頃及び終了時
- ②事業の計画の見直しが必要な場合
- ③実施運営上の問題が発生している場合

調査の実施に際し、受注者は、その基礎資料としてすでに実施した業務において作成した資料などを整理、提供するとともに、現地調査において必要な支援を行うものとする。

### 5) ベースラインの把握、指標設定

本事業の成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標を確認、必要に応じ提案し、事業開始時点のベースライン値を業務調整専門家、カウンターパートとともに把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。

## (11) 事業活動の記録

発注者は独立行政法人としての中期目標において、防災分野で育成した人材の数を指標としていることから、本事業で実施する研修、ワークショップ等

の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数を業務調整専門家とともに記録し、進捗報告に係る成果品の中に記録し、発注者へ提出する。

また、ジェンダー及び要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の本事業への参画／裨益状況についても特記事項として合わせて記録し、後段の広報を計画する際においても積極的に焦点を当てる。

## (12) 活動・成果の見える化・蓄積

活動の内容・成果が組織内で可視化され、また個々の成果（マテリアルや講義・プレゼンテーション・その動画）をいつでも確認できるよう、組織内イントラネット等にてブラウザなどを使って確認できるようなものを構築する。

## (13) 広報

### 1) 現地マスメディアへの発信

本事業の開始・終了時ならびに節目となる活動を実施する時は、事業の内容や成果をメキシコ国内に広く認識してもらうため、JICA メキシコ事務所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者会見、プレスツアーの開催や記者向け説明などを業務調整専門家とともに行うこと。また、その際は、C/P 機関の広報部門と協力することとし、C/P 機関に対して、現地マスメディアへの発信を行うよう働きかけを行うこと。

### 2) JICA ウェブサイト、SNS を通じた情報発信

事業開始時をめぐりに、JICA 技術協力プロジェクトホームページ内に本事業のウェブサイトを開設する予定である。事業成果の発信を目的に1ヶ月に1回以上発注者へ進捗を報告すること。また、ODA 見える化サイト、メキシコ事務所の SNS に視覚上成果を把握しやすい写真を掲載できるよう、候補となる写真を発注者に対して適時提供すること。

### 3) 写真、映像（動画）

各種広報媒体や視聴覚資料の作成に使用できるよう、活動に関連する写真・映像を撮影し、提出する。撮影に当たっては、本事業の成果を分かりやすく伝えられるよう、事業実施前と実施後が比較できるものや日本側とメキシコ側双方がコミュニケーションしているものとなるよう努める。なお、撮影等に当たっては書面にて被撮影者本人から肖像の使用許可を確認する。写真や映像の著作権は、発注者に帰属するものとする。

## (14) 国際・地域会議等における成果発信

本事業は、仙台防災枠組の各グローバルターゲットの達成及び各優先行動の推進に貢献するものと位置付けられることから、我が国事業の成果を発信する機会において、より効果的に発信できるように、受注者は発注者、C/P と相談する。また、仙台防災枠組のフォローアッププロセスの一環として地域

防災プラットフォームと呼ばれる国際会議を通じたモニタリングが開催されることから（コロナ禍以降の頻度は未定）、これら機会をマイルストーンの1つとして設定し、事業の進捗管理及び成果発信を行っていく。

#### (15) 他援助機関・国際機関との情報共有・連携

発注者は、国連防災機関（UNDRR）と業務協力協定を締結しており、UNDRRが行う仙台防災枠組の推進、フォローアップ、レビューへの支援を行うことが規定されている。本事業は仙台防災枠組に貢献することから、本事業におけるイベント等の際にはUNDRRの本部（在ジュネーブ）又はアメリカ地域事務所（在パナマ）に時間に余裕をもって案内し、参加を働きかける等、連携について配慮すること。

現在、UNDRR主導のMaking Cities Resilient Campaign 2030（MCR2030）が展開されており、発注者はコアパートナーとしてこのイニシアティブに貢献することとしている。具体的には、未参加の都市に対する同イニシアティブへの参画の働きかけや、参加している都市に同イニシアティブの活動等に参加してもらうなどである。本事業においても、ウェビナーの機会等を捉え、このイニシアティブへの協力を行う。

また、パイロット対象市がResilient Hubに登録されるような場合（Mexico Cityは既に登録済み）は、積極的にこの活動を支援し、本事業の成果がMCR2030を通じて広まるようにする。

#### (16) COVID-19の影響を踏まえた遠隔的な業務実施及び活動計画について

業務開始に当たってCOVID-19の影響により、R/DのAttachment3 Plan of Operationの通りの活動が行えないことが想定され、また現地入りが可能となるタイミングが予測できないため、業務開始当初は、既存データの収集・分析を中心として、C/Pとは遠隔でコミュニケーションを取りながら、国内・現地のどちらでも作業ができるよう柔軟に対応することを可とする。

### 第7条 業務の内容

業務の内容は以下を想定している。なお、業務開始時にC/Pの能力向上の度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、発注者と協議の上、必要に応じて業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。

#### (1) 全体に係る活動

##### 1) 業務計画書の作成・協議

受注者は、共通仕様書に基づき、業務計画書（和文）を作成し、契約締結日から起算して10営業日以内に発注者に対して提出し、承諾を得る。

##### 2) ワークプランの作成・協議

本プロジェクトにかかる経緯・成果及び詳細計画策定結果、並びに、業務計画書等を踏まえて、プロジェクト実施の基本方針、方法、業務工程計画を作成し、ワークプラン（案）として取りまとめ、業務開始1ヶ月

以内に発注者に説明・協議し、必要に応じて修正する。その後、メキシコ側関係者へ説明を行った後、ベースライン調査（下記3）の結果を踏まえて修正したワークプラン（案）及びPDM（案）を、第1回JCC（業務開始3か月以内）にてメキシコ側と協議の上、合意する。

### 3) 事業効果測定のためのベースライン調査・エンドライン調査の実施

事業効果を測定することを目的に、PDMの指標に係るデータを収集するための簡易なベースライン及びエンドライン調査を実施する。ベースライン調査はプロジェクト開始後1ヶ月以内、エンドライン調査はプロジェクト終了3ヶ月前を目途に実施し、取り纏めた調査結果は提出する報告書等に記載する。本項目はC/P機関と業務調整員で行うこととし、受注者はこれに対する技術的支援を行う。

### 4) JCC開催支援と進捗説明

受注者はR/Dに定められたJCC参加者の予定を確認し、日程調整に係る支援を行う。第1回JCCについては、プロジェクト開始3ヶ月以内を目途に実施し、そこでプロジェクト期間中の大まかなJCCの開催時期について確認を行い、以降JCCにて次回分の実施時期を合意すること。またJCCにおいては、Monitoring Sheetを活用し、C/P及び業務調整専門家と手分けして事業の進捗及び活動計画を説明、合意を得ること。

### 5) 本邦研修の実施

本事業期間中、本邦研修（5名程度×2週間程度を計3回）を実施予定している。

本邦研修プログラム案について、上記留意事項を考慮の上、現時点で想定する研修プログラム案を、プロポーザル中で提案すること。

受注者は、実施にあたって「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月）に記載される「実施業務」を担当することから、実施に係る経費を見積に含める（第1章8.（6）に記載のとおり、別見積とする）。実施にあたっては研修の趣旨を十分理解し、内容及び実施方法について業務調整専門家を巻き込みながらJICAメキシコ事務所及びメキシコ政府関係者と前広に協議・調整する。JICAメキシコ事務所および実施機関と協議・調整の上、これら研修事業への参加者の人選、アプリケーションフォーム取り付けなど、必要に応じて研修員派遣に関する支援・調整を行う。

### 6) 研修参加者

研修参加者の選定にあたっては、本事業の目的に沿った国及び地方レベルの政策や戦略立案、及び技術指針の設定等に関する業務従事者、建物やインフラの耐震化や洪水対策事業にかかわる技術者などの参加を促進する。また、研修参加者の帰国後の職場報告会等の講師として、国内での普及活動の一端を担ってもらうなど、プロジェクトの中でも、コア人材としての活用を図るとともに、参加者本人にも、帰国後の役割も理解させる。

## (2) 成果 1 に関する活動（実施体制）

メキシコにおける地方分権体制に留意する。また、各ハザードに対する国・州・市の主管組織が計画策定の実施段階において整理されていないため、各対象ハザードとそのリスク削減策に関する関係組織、関係者及びその役割・責任及び関係性等を法令等も踏まえて明確化し、関係者間でも認識を共有しながら進めることに留意する。JICA 防災グループの進めるグローバルアジェンダの方針に留意して進める。

### 1-1. 地方防災計画策定手法の概要について研修（1 回目）を開催する。

成果 1 で行う実施体制の検討に向けて、本プロジェクトで実施する地方防災計画策定の手順案を関係者間で共有する。

### 1-2. 治安市民保護省、市民保護総局は、メキシコ国内の地方自治体（州・市）における地方防災計画についての策定状況について情報収集、整理し互いに共有する。

研修で重点にすべき点を把握するためにも、地方防災計画の策定状況についてメキシコ側で行う情報収集・整理を支援する。どのような観点で整理するかなどについて、プロジェクト開始時に C/P 機関と確認する。

メキシコにおける地方防災計画に関する法令・規則、構成などについて調査・確認する。

### 1-3. 治安市民保護省、市民保護総局、一次パイロット地域（州・市）は、活動 1-2 で整理された情報をもとに、メキシコ国内の地方防災計画についての課題を整理し、地方防災計画策定に必要な関係組織とその役割を整理し明確にする。

1-2 で収集・整理された情報をもとに、メキシコ国内及び一次パイロット地域の地方防災計画についての課題を整理する。

地方防災計画策定にあたっては、国内リソースを活用が重要であるが、研修及び計画策定業務において、パイロット事業だけでなくその後の継続的な研修や地方防災計画策定も見据え（どこまで関与できるのかが現実的かも含め）、中央・地方機関の役割を整理する。

### 1-4. 治安市民保護省、市民保護総局、一次パイロット地域（州・市）は、活動 1-3 の関係者も含めて、地方防災計画策定に向けた工程（ロードマップ）案を作成する。

追記事項無し。

## (3) 成果 2 に関する活動（計画策定）

一次パイロット地域においては、既に計画案の策定や必要な基礎情報等は分析・収集されている。しかしながら、再度技術的な内容を検討して、計画策定をすすめていく必要がある。計画策定にあたって取組事項の優先順位付け、リスク削減の具体的な事業立案等に課題を抱えているため留意して支援を行う。また、本事業では地方防災計画を通じた具体的なリスク削減を目標としているため、計画策定にあたっては成果1で確認された国・州レベルの技術官庁とも連携をしながら対策事業計画支援をすることに留意する。

#### 2-1. 地方防災計画策定手法の詳細について研修（2回目）を開催する。

本研修では、地方自治体に対して、地方防災計画策定の前半部分、ハザード、リスク理解、関連事業や開発計画を理解し、残余リスクや将来に発生するリスクを把握する部分の研修を実施する。

研修にあたっては、研修案を基に事前にメキシコ側講師陣と研修の全体像について確認・議論して適宜修正を加える。また、メキシコ側で実施できる部分については、メキシコ側に任せるようにする。

2-2. 治安市民保護省、市民保護総局、一次パイロット地域（州・市）は、一次パイロット地域（州・市）のハザード、リスク評価情報を収集し整理する。

2-3. 治安市民保護省、市民保護総局、一次パイロット地域（州・市）は、一次パイロット地域に関連する連邦・州の災害リスク削減の対策事業（中長期・構造物）を洪水災害・地震災害対策省庁と収集し、収集された事業の優先順位も分析し整理する。

2-4. 治安市民保護省、市民保護総局、一次パイロット地域（州・市）は、2-2、2-3の情報を精査し、残余リスクを明らかにする。

2-5. 一次パイロット地域内の災害種・保全保護対象に応じた対策を一次パイロット地域の視点で優先順位付け、工程、対策分類等を行い、結果を整理する。

2-6. 一次パイロット地域（州・市）は、2-4の結果をもとに、一次パイロット地域（州・市）における最優先のリスク削減の対策事業（構造物）について予算、工程を精査し、事業案を作成する。

2-2～2-6の活動に関しては、2-1の研修内容を元に、一次パイロット地域での活動を行う。現地での活動は、各自治体が主体的に行うもので、現地においては業務調整専門家が適宜フォローし、業務調整員からの報告を元に進捗状況などを把握する。現地で発生する課題対応については、基本的にはメキシコ側（主に中央政府）で対応することとし、中央政府における対応方法に関して必要に応じて協議（遠隔も含む）を行い、アドバイスをを行う。

2-7. 地方防災計画策定手法の詳細について研修（3回目）を開催し、治安市民保護省、市民保護総局、一次パイロット地域（州・市）は、2-4、2-5での結果を一次パイロット地域の地方防災計画案としてまとめる。

2-1、2-7の2回の研修を通じて、地方防災計画の策定を行う。それぞれの研修に含める部分（具体的内容としては、2-2～2-6、2-7）の2回への研修の配分は、コンサルタントによる提案で変更可能。

(4) 成果3に関する活動（計画実施のモニタリングと普及）

パイロット地域での計画の実施、及び全国的な地方防災計画の策定とその実施を促進させることを念頭においたモニタリング手法を設定することに留意する。

3-1. 地方防災計画策定手法の詳細について研修（4回目）を開催する。

3-2. 治安市民保護省、市民保護総局、一次パイロット地域（州・市）は、一次パイロット地域の地方防災計画案について、実施におけるモニタリング評価案を作成する。

追記事項無し。

(5) 成果4に関する活動（全国展開のための研修）

研修の立案、計画、実施にあたっては、本プロジェクトのパイロット地域での地方防災計画策定の経験を最大限活用することに留意する。また、CNPC、CENAPRED、CONAGUAをはじめとする国レベルの関係者を、成果1を含めたプロジェクト実施段階からより多く参加させ、研修内容デザイン、講師としての研修実施等でその知見を活かせる工夫をプロジェクト初期段階から留意してプロジェクトを実施する。

4-1. 一次パイロット地域自治体（州・市）の支援を受けながら、二次パイロット地域を選定する。

4-2. 地方防災計画策定手法の詳細について研修（5回目）を開催する。

JICA 防災グループが開発し、研修においても活用されている地方防災計画策定手法「8ステップ手法」を用いた研修を引き続き実施する。また、8ステップ手法についての技術的研修のみならず、以下の活動、4-3から4-7を、本研修後にメキシコ側で全て実施することを念頭においた研修を計画し、実施する。進捗に応じて、地方防災計画に含まれる地震防災、洪水対策の具体的な事業案についての検討・助言等も実施する。メキシコ側 C/P、特に CNPC、CENAPRED、CONAGUA が全国展開の主体となる事に留意する。本プロジェクトのパイロット地域における、8ステップ手法を活用した地方防災計画策定の経験、そこから得られた教訓と課題、及びメキシコ C/P からのコメントなどを整理する。地方防災計画策定を全国的に推進する手法としての8ステップ手法を念頭におき、メキ

シコの実情に合わせた形で改訂する事も目的とした研修とすることに留意する。

4-3. 治安市民保護省、市民保護総局は、一次パイロット地域と技術支援チームまたは講師人材を決定する。

4-4. 治安市民保護省、市民保護総局は、一次パイロット地域（州・市）の関係機関や自治体と調整し、地方防災計画策定研修プログラム案を立案する。

4-5. 治安市民保護省、市民保護総局は、一次パイロット地域（州・市）の関係機関等と、地方防災計画策定手法研修実施計画を作成する。

4-6. 治安市民保護省、市民保護総局は、一次パイロット地域（州・市）の関係機関等と、地方防災計画策定手法及び研修紹介を目的とした全国フォーラムを開催する。

4-7. 治安市民保護省、市民保護総局は、一次パイロット地域（州・市）の関係機関等と、二次パイロット地域への研修を実施する。

4-3 で選んだ講師人材により、二次パイロット地域への研修を行う。

この中で、4-4、4-5 の研修実施前の C/P 機関や関係者・講師陣との研修内容・構成の確認に重点を置く。

4-7 で行った研修については、C/P 機関や関係者・講師陣を自己評価を行い、その後、メキシコ国側で行っていく研修に向けての提言などを行う。

## 第8条 報告書等

次の報告書等を、発注者の指示に従い、発注者が指定する場所に提出する。記載事項及び部数は以下のとおりとする。なお業務期間中、報告書に限らず、各種協議、レポート提出等のタイミングにおいて、JICA本部及びJICAメキシコ事務所へのタイムリーな報告を行うこと。なお、最終成果品（業務完了報告書及び業務完了報告書別冊）の提出は契約履行期限末日までとする。

## 第9条 報告書

(1) 業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。

成果品	時期等／提出先	言語・部数
業務計画書 (共通仕様書の規程に基づく)	契約締結後 10 営業日以内／地球環境部	和文 1 部 電子データ(メールによる送付)
ワークプラン	契約締結後 3 ヶ月以内／地球環境部・メキシコ事務所・カウンターパート	英文 1 部 西文 1 部 電子データ(メールによる送付)
Monitoring Sheet	プロジェクト開始後 1 ヶ月以内及びプロジェクト	各 Monitoring Sheet につき英

成果品	時期等／提出先	言語・部数
	ト開始後6ヶ月ごと／地球環境部・メキシコ事務所	文3部、西文3部 電子データ(メールによる送付)
プロジェクト進捗概要資料	Monitoring Sheet 提出と同じ／地球環境部・メキシコ事務所	和文、英文 電子データ(メールによる送付)
Project Completion Report	契約履行期限末日まで／地球環境部・メキシコ事務所・カウンターパート	英文5部 西文5部 電子データ(メールによる送付)
業務完了報告書	契約履行期限末日まで／地球環境部・メキシコ事務所・カウンターパート	和文5部 英文10部 西文5部 CD-ROM3部
業務完了報告書別冊	契約履行期限末日まで／地球環境部・メキシコ事務所	和文5部 CD-ROM3部

業務完了報告書については、製本することとし、その他の報告書等は簡易製本及び電子媒体での提出とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。各報告書の記載項目（案）は、発注者と受注者で協議、確認する。

## (2) 各報告書の位置づけ

### 1) 業務計画書

共通仕様書の規定に基づき、本プロジェクトに含まれる業務内容について記載する。

### 2) ワークプラン

業務開始から3ヶ月以内を目途に、C/Pの現状・課題をある程度把握した上で、プロジェクトの活動内容を確定させ、ワークプランに記載する。

### 3) Monitoring Sheet

定期的にPDMの達成状況のモニタリングを実施し、その結果を記載する。

### 4) プロジェクト進捗概要資料

プロジェクト全体の概要（プロジェクトの背景と問題点→問題解決のためのアプローチ）及びプロジェクト全体の進捗について、外部発信用として図表を取り入れ分かりやすいようにA4版2枚（両面1枚）でまとめた資料（パワーポイントを推奨）を日・英で作成する。また別途各成果の概要と進捗、今後の取り組みについても、各A4版2枚（両面1枚）でまとめた日・英資料（パワーポイントを推奨）も作成し、上記資料を併せてプロジェクト進捗概要資料として発注者へ提出する。各ページ左下に発注者のロゴを記載すること。

#### 5) 業務完了報告書

業務完了報告書は、プロジェクト終了時にC/Pの確認も受けながら作成する事業完了報告書（Project Completion Report）と同じ項目を記載する。公開を前提として作成される。プロジェクト終了時に、事業進捗報告書の内容も踏まえつつ、活動報告、PDMの達成状況、具体的な技術移転内容と今後C/Pが実施していく事項等記載する。

#### 6) 業務完了報告書別冊

業務完了報告書とは別に、受注者のチーム内で作成し、発注者へのみ共有する。プロジェクト活動における先方政府の対応の問題点や今後の課題、直面した困難と解決策並びに今後のメキシコにおける防災分野の協力の方向性及び現場での活動への提言等を記載する。

### (3) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成・更新された以下の資料を入手の上、Monitoring sheet又はプロジェクト業務完了報告書に添付して提出することとする。項目ごとに記した言語のものを作成し、必要な翻訳経費（日—西語）を見積書の中にも含めること。また業務上必要な通訳（日—西語）も含めること。

- 1) 研修用プレゼンテーション資料
- 2) プレゼンテーション内容解説
- 3) 国際会議等における成果発信資料

### (4) コンサルタント業務従事月報

受注者は共通仕様書第7条に基づき、国内外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含むコンサルタント業務従事月報を発注者に提出する。なお、先方政府と文書にして合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真（ある場合）
- 3) 業務フローチャート

## (5) その他提出物

### 1) 防災情報（防災台帳）

発注者が定める様式により、プロジェクト開始後1年ごとを目途に業務調整専門家がとりまとめるメキシコの防災に係る基礎情報の収集とその更新を支援する。

### 2) プロジェクト説明資料

プロジェクトの内容を説明するプレゼンテーション資料（パワーポイント1枚もの及び4枚程度）を作成し、提出する。プロジェクト実施中において外部に伝えるべき成果・成功事例が出た場合は、それを紹介する資料（パワーポイント1～2枚程度）を作成し、提出する。プロジェクト終了時には、プロジェクトの成果をまとめた説明資料（パワーポイント4枚程度）を作成し、提出する。言語は、日本語、英語とする。

また、業務調整専門家がとりまとめるメキシコ国の防災全般に関する、災害及び対策・制度整備の歴史について適宜協力する。

### 3) 写真

プロジェクト活動等を示す、広報に使用することができる写真。

### 4) 議事録等

先方政府との間で、事業の進捗や計画の変更等に係る重要な議題に関する協議を実施した際は議事録を作成し、発注者に速やかに提出する（業務調整員が同席する会議においては、記録は業務調整員も行い受注者に提供する。活動の中で日常的に行う協議ややり取りについては、概要を月報へ記載する）。発注者が別途開催する本事業に関連する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、発注者が指定する様式によりA4版4枚以内に取りまとめ、会議開催後3営業日以内に発注者に提出する。

### 5) 先方政府への提出物

メキシコ政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに発注者に提出する。

### 6) その他

上記提出物のほか、発注者が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2022年6月上旬に業務を開始し、全体期間は2025年6月上旬までの約36ヶ月とする。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 13.00 人月（現地：10.00人月、国内 3.00人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/地震防災計画（2号）
- ② 洪水対策（3号）
- ③ 事前防災投資促進

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 特になし

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- 詳細計画策定調査収集資料
- R/D
- プロジェクト研究 「総合防災関連研修内容の検討」 報告書

#### 2) 公開資料

- 特になし

### (5) 対象国の便宜供与

以下の事項について提供が行われる予定。

- ・ C/Pの配置：プロジェクトダイレクター（1名）市民保護調整局局長（CNPC）、プロジェクトマネージャ（1名）市民保護総局局長（CNPC内の部局）、加えて、市民保護総局から2名が配置される予定。
- ・ 執務スペースの確保：CNPC内にプロジェクト室が用意され、必要な光熱費及びインターネット接続がCNPC側から提供される予定。
- ・ プロジェクト運営管理費（C/Pの国内出張旅費など）

### (6) その他留意事項

#### 1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAメキシコ事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保の

ための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をJICAに提出する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

## 2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA事業部担当者に速やかに相談すること。

以上